

シリーズ
日本経済を
考える

44

高齢者の貯蓄の実態

『全国消費実態調査』の個票による分析*1

財務総合政策研究所研究部財政経済計量分析室 研究員

菊田 和晃

1. はじめに

ライフ・サイクル仮説に基づけば、高齢者は勤労期に蓄えてきた資産を取り崩して生活することになるが、毎月どの程度の資産を取り崩しているのだろうか。日本の貯蓄研究の第一人者であるC. Y. Horioka教授の近年の研究、Horioka (2010)では、平成20年の『家計調査』（総務省）の集計表を用いて、退職後の高齢夫婦世帯*2が月に4.94万円を取り崩していると指摘している。では、本当に日本の高齢者世帯は、平均的に見て月4.94万円も資産を取り崩しているのであろうか。

ここで、『家計調査』は調査対象となる各世帯の「家計簿」*3を集計することにより作成される統計である。この『家計調査』の「家計簿」において、高齢者世帯の主な収入源である公的年金の受給を記録している世帯の割合は、実際の公的年金受給権者の割合よりも低い75%程度であることが指摘されている*4。つまり、『家計調査』において集計された公的年金の平均受給額は、年金受給を正しく記録していない世帯の受給額を0円として計算していることから、過少に推計されてい

ると考えられる。したがって、Horioka (2010)において示されている月に4.94万円という資産の取り崩し額は、過大に推計されたものとなっている可能性がある。これらを踏まえれば、高齢者の貯蓄の実態を把握するためには、集計表ではなく集計のもととなる「家計簿」などの個票を用いて、一定の調整を行った上で、高齢者の資産取り崩し額・貯蓄額（以下、合わせて貯蓄額という*5）を再計算する必要があると考えられる。

本稿では、『家計調査』よりもサンプルが大きく、収入に関する情報も充実した『全国消費実態調査』（総務省）の個票を用いて、統計上のバイアスを考慮して、高齢者の貯蓄額を再集計する。本稿の主な分析結果は、（1）世帯主の年齢が65歳以上の夫婦世帯及び単身世帯（以下、高齢独立世帯という）は、就業している場合は平均的に貯蓄をし、非就業の場合は資産を取り崩すこと、（2）非就業の場合の資産取り崩し額は月1.44万円と、Horioka (2010)で示されている月4.94万円より明らかに小さいこと、（3）単身男性は就業、非就業ともに単身女性よりも毎月の貯蓄額が高く、

*1) 本稿の執筆にあたっては、財務総合政策研究所の宇南山卓総括主任研究官、大関由美子財政経済計量分析室長、酒井才介主任研究官より有益なご助言を頂いた。ここに記して深く感謝の意を表したい。さらに、本稿で用いた『全国消費実態調査』のデータ提供については総務省の関係各位、『国民生活基礎調査』のデータ提供については厚生労働省の関係各位にご協力頂いた。ここに記して心より感謝申し上げます。ただし、本稿における誤りはすべて筆者に帰するものである。

*2) 夫が65歳以上、妻が60歳以上の無職夫婦世帯。

*3) 各世帯は「家計簿」に、収入・支出項目とその金額を自由記入している。

*4) Stephens and Unayama (2011) を参照。

*5) 資産取り崩し額は、負の貯蓄額として解釈できる。

夫婦世帯の貯蓄額は単身男性と単身女性の間で位置すること、である。

本稿の構成は以下の通りとなる。第2節では、高齢者の貯蓄に関する先行研究を紹介する。第3節では、本稿で扱う『全国消費実態調査』の概要を説明し、高齢独立世帯の貯蓄の具体的な分析手法、分析結果を示す。第4節は、本稿の結論と今後の課題をまとめる。

2. 高齢者の貯蓄に関する先行研究

まず、高齢者の貯蓄に関する先行研究について整理する。家計の貯蓄行動に関する理論を整理したものとしては、ホリオカ (1996)、八代・前田 (1994) を挙げる事ができる。高齢者が資産を取り崩すかどうかについて、いずれの先行研究もライフ・サイクル仮説と王朝モデルの2つの理論を挙げている。ライフ・サイクル仮説では、家計は勤労期に資産を積み立て、引退期に取り崩すといった行動をとるものと考え、高齢者は資産を取り崩すとしている。一方、王朝モデルでは、親の世代は利他主義によって、子供に遺産を遺すことを前提とした行動をとるものと考え、この場合、高齢者は必ずしも資産を取り崩すとは限らない。ただし、利己主義的な動機によって遺産を遺すのであれば、遺産は子世代から世話をしてもらうことに対する対価の支払いと考えられるので、ライフ・サイクル仮説と整合的であると解釈される。

また、実証研究においては、まずホリオカ他 (1996)、Horioka (2010) など、C. Y. Horioka 教授の一連の業績を挙げる事ができる。ホリオカ他 (1996) では、平成4年に実施された第3回『金融資産選択調査』(郵政省郵政研究所)の個票を用いて資産残高の過去1年間の増減額を、Horioka (2010) では、『家計調査』の集計表を用いて世帯の1か月当たりの収入・支出差額をそれぞれ分析し、いずれも退職後の高齢者は資産を取り崩していることを明らかにした*6。特に直近

の研究となるHorioka (2010) では、平成20年の『家計調査』を用いて、退職後の高齢夫婦世帯が月に4.94万円の取り崩しをしていることを指摘している。

他の実証的な先行研究では、八代・前田 (1994)、大竹 (1991) も高齢者による資産の取り崩しを支持している。例えば八代・前田 (1994) では、平成元年の『全国消費実態調査』を用いて、高齢無職世帯の資産の取り崩しを指摘している。また大竹 (1991) では、昭和61年の『国民生活基礎調査』(厚生労働省)を用いて、子供と別居している、または子供がいない非就業の高齢者は、75歳以上になると概ね資産を取り崩すことを示している。

一方、Hayashi et al. (1988)、大野他 (2013a) のように、必ずしも高齢者は資産を取り崩していないことを指摘する先行研究もある。例えば、Hayashi et al. (1988) では、昭和59年の『全国消費実態調査』の個票を用いて、高齢単身世帯、及び世帯主が80歳以上の核家族世帯を除けば、高齢者は貯蓄していることを示している。また大野他 (2013a) では、『全国消費実態調査』、『家計調査』、『国民生活基礎調査』の個票を用いて、3統計の比較を通したファクト・ファインディングを行っている。その中で、『家計調査』では「年間収入調査票」、『全国消費実態調査』では「年収・貯蓄等調査票」をそれぞれ用いて世帯収入とし、収入・支出差額を集計した結果、世帯主が65歳以上であっても、低所得世帯を除けば貯蓄していることを指摘している。

これらの先行研究において留意すべき点としては、以下を指摘することができる。まず、Horioka (2010)、八代・前田 (1994) では、いずれも貯蓄の算出に、『家計調査』や『全国消費実態調査』の「家計簿」方式で調査された収入データを用いている点である。Stephens and Unayama (2011) によると、公的年金の支給月において、「家計簿」に受給を記録している世帯が平成2年3月以前は約60%、平成2年3月以降

*6) 例えば、Horioka (2010) p.155, Table 3を参照。

は約75%となる*7。しかし、平成10年の『公的年金加入状況等調査』（厚生労働省）によると、65歳以上の個人2,044万人に対して、公的年金受給権者は1,960万人と95.9%の割合で存在する。つまり、「家計簿」方式を採用している『家計調査』や『全国消費実態調査』においては、公的年金を受給しているにもかかわらず「家計簿」に記入していない世帯が多く存在している可能性がある。したがって、集計データでみると、「家計簿」の収入データは実態よりも過少になると考えられる。

また、先述した先行研究では、貯蓄額を算出する際に、『家計調査』や『全国消費実態調査』の「家計簿」に記載された消費支出を未調整のまま用いている。一方、宇南山（2009）では、『家計調査』は自由記入の「家計簿」方式を採っているため、事前に選定された品目ごとに購入金額を記入するブリコード方式の『家計消費状況調査』（総務省）よりも世帯の消費支出が過少になることを指摘している。したがって、「家計簿」の消費支出をそのまま用いた先行研究では、貯蓄額が過大に推計されていると考えられる。

他にも、ホリオカ他（1996）で用いられている『金融資産選択調査』では、世帯主の年齢が60歳以上の世帯のサンプルが300程度と小さい。また、大竹（1991）が貯蓄額を算出する際に用いている『国民生活基礎調査』では、1か月間の消費支出しか調査していない。そのため、『国民生活基礎調査』の消費支出が一年間を通じた家計の消費の姿とは、必ずしも一致しないと考えられる*8。

さらに、高齢者世帯の区分について、Hayashi et al.（1988）では、高齢者の就業状況を考慮していない。しかし、後述する『平成21年全国消費

実態調査報告』によれば、高齢者が就業か非就業かによって貯蓄額が変わることが示されている。したがって、高齢者の貯蓄の実態を把握するためには、高齢者を就業か非就業かによって区分し、分析する必要があると考えられる。また、Hayashi et al.（1988）によれば、高齢独立世帯は概ね貯蓄しているが、うち高齢単身世帯は資産を取り崩すことが示されている。したがって、高齢独立世帯を夫婦世帯と単身世帯に区分し、分析する必要があると考えられる。

以上のような先行研究の留意点を踏まえ、本稿では、（1）サンプルが相対的に大きく、収入・支出についても比較的情報が充実している『全国消費実態調査』の個票を用いて、（2）「家計簿」方式の調査における収入・支出の過少性を考慮し、（3）高齢独立世帯が就業か非就業か*9、夫婦か単身かを明確に区分して高齢者の貯蓄を分析する。

3. データと分析

3.1 データ：

平成21年『全国消費実態調査』

『全国消費実態調査』は、統計法に基づく基幹統計調査であり、5年に一度の大規模調査により、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的としている（表1を参照）。調査対象が約57,000世帯と多く、収入を「家計簿」と「年収・貯蓄等調査票」の2つの調査票で調査しており、さらに支出も「家計簿」において9～11月の3か月にわたって調査していることに特徴がある。現時点で利用可能な最新のデータは平成21

*7) Stephens and Unayama（2011）では、昭和61年3月から平成6年2月までの『家計調査』の個票を用いて、世帯主が65歳以上無職の夫婦世帯について、平成2年3月に公的年金の支給頻度が変わる前後の公的年金受給状況を分析している。

*8) 『全国消費実態調査』と『家計調査』の平成21年調査、『国民生活基礎調査』の平成22年調査を比較している大野他（2013a）では、『国民生活基礎調査』の消費支出合計が14.6万円と他の2統計（『全国消費実態調査』：17.3万円、『家計調査』：17.6万円）よりも低くなっていることが示されている。

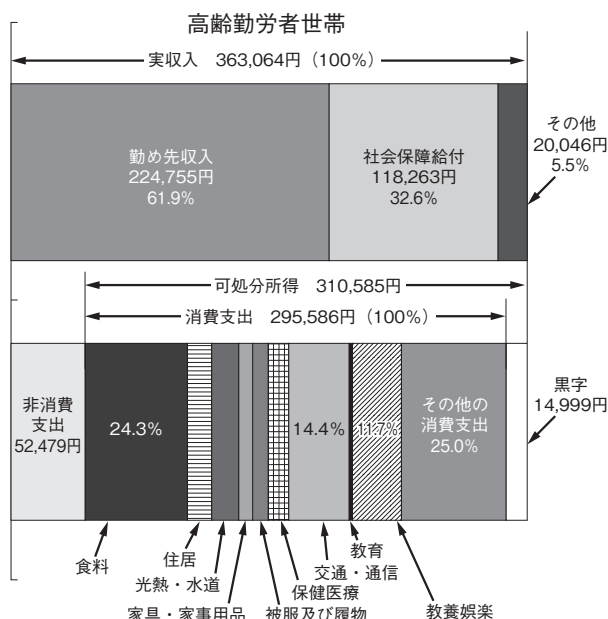
*9) 勤め先からの収入、農林漁業収入、事業収入、内職収入のいずれかがある世帯員がいる場合には就業、いない場合には非就業に区分。

表1：『全国消費実態調査』の概要

総務省「全国消費実態調査」	
調査目的	国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
調査頻度	5年おきに実施
調査対象	全国の世帯 (約57,000世帯、うち単身世帯4,400世帯)
調査事項	家計簿：勤労者世帯及び無職世帯は収入と支出、個人営業世帯などの勤労者以外の世帯は消費支出のみ 耐久財等調査票：全ての調査世帯 年収・貯蓄等調査票：全ての調査世帯 世帯票：全ての調査世帯
調査時期	家計簿：二人以上世帯は9-11月の3ヶ月間、単身世帯は10-11月の2ヶ月間 耐久財等調査票：10月末現在 年収・貯蓄等調査票：年間収入は過去1年分（前年12月～当年11月）、貯蓄・借入金残高は11月末現在 世帯票：二人以上世帯は9月1日現在、単身世帯は10月1日現在
調査方法	調査世帯が記入の上、調査員が回収する。
調査系統	都道府県・市町村からの調査員

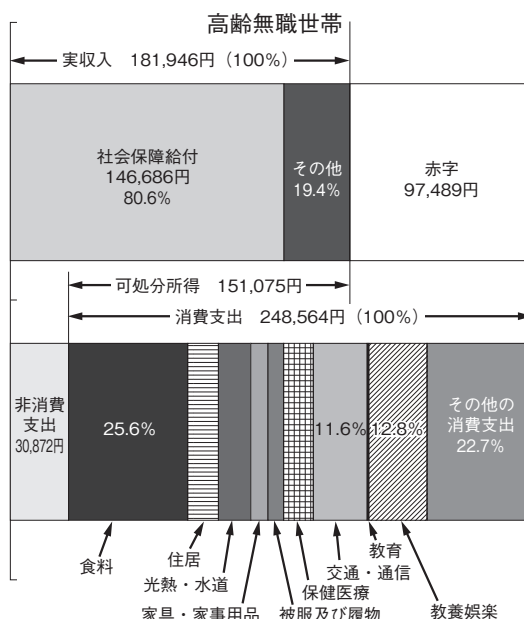
(注)大野他(2014)の表2をもとに作成

図1：高齢者世帯の1か月平均収入及び支出
(二人以上の高齢勤労者世帯)



(出所)『平成21年全国消費実態調査報告 第7巻 高齢者世帯編』p.41

図2：高齢者世帯の1か月平均収入及び支出
(二人以上の高齢無職世帯)



(出所)『平成21年全国消費実態調査報告 第7巻 高齢者世帯編』p.41

年調査であることから、本稿ではこれを利用する。なお、総務省では、本統計を用いて高齢勤労者世帯は14,999円の黒字であるのに対し、高齢無職世帯は97,489円の赤字であり、不足分は資産などを取り崩して賄っていると分析している*10 (図1、図2を参照)。

次に、本稿で用いる『全国消費実態調査』と、貯蓄に関する先行研究で用いられている統計とを比較する。『全国消費実態調査』は『家計調査』や『金融資産選択調査』に比べてサンプルが明らかに大きい(表2を参照)。また、『国民生活基礎調査』が1か月間の消費しか調査していないのに対し、

* 10) 二人以上世帯のうち世帯主の年齢が65歳以上の世帯を高齢者世帯として、高齢者世帯の1か月平均収入及び支出の集計結果が分析されている。詳しくは『平成21年全国消費実態調査報告 第7巻 高齢者世帯編』p.40を参照。

連載
日本経済
を考える

表2：先行研究が利用している統計の比較

	『全国消費実態調査』	『家計調査』	『国民生活基礎調査』	『金融資産選択調査』
実施主体	総務省	総務省	厚生労働省	旧郵政省郵政研究所
実施時期	5年おきに実施	毎月実施	3年おきに実施（大規模調査）	2年おきに実施
第1回の調査年	1959年	1953年	1986年	1988年
直近公表の調査年	2009年	2012年（年報）	2010年 （大規模調査）	2006年 （以降、調査継続せず）
調査対象世帯数	約57,000世帯	約9,000世帯	約36,000世帯（所得・貯蓄票）	約19,000世帯
単身世帯を含むか	含む	含む	含む	含む
住宅・宅地の 資産額情報を含むか	含む	含まない	含まない	含まない
利用されている論文	Hayashi et al. (1988), 大野他 (2013a), 八代・前田 (1994)	Horioka (2010), 大野他 (2013a)	大竹 (1991), 大野他 (2013a)	ホリオカ他 (1996)

(注)各実施主体のホームページを参照の上、筆者作成

表3：データセットの選定

世帯数	総世帯	うち二人以上世帯	うち単身世帯
提供データ	52,787	48,828	3,959
年間収入不詳世帯	- 1,285	- 1,209	- 76
調査期間中に世帯構成等が 変更された世帯	- 157	- 157	- 0
単身赴任・出稼ぎ世帯	- 137	- 0	- 137
家計を主に支える家族が 不在の世帯	- 637	- 602	- 35
分析対象 (うち高齢独立世帯)	50,571 (10,939)	46,860 (8,918)	3,711 (2,021)

(注)平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

『全国消費実態調査』では二人以上世帯では3か月間、単身世帯では2ヶ月間に渡って「家計簿」方式で消費支出を調査しており、情報が比較的充実している。一方、非消費支出のうち税・社会保険料については、『全国消費実態調査』では「家計簿」に記載されている情報を用いることとなるが、『国民生活基礎調査』では税・社会保険料の項目ごとに年間の支払額を報告するよう調査対象世帯に求めていることから、『国民生活基礎調査』のほうがより正確なデータになっていると考えられる。

3.2 データセットの作成

総務省から提供を受けた個票データは52,787世帯（うち二人以上世帯48,828世帯、単身世帯3,959世帯）であるが、まず、データセットの作成にあたってはサンプルの選定を行なう必要がある。具体的には、年間収入が不詳である世帯^{*11}は収入を正確に把握できないため除外する。次に、調査期間中に世帯構成等が変更された世帯、世帯としての貯蓄額の把握が困難な単身赴任・出稼ぎ世帯、及び家計を主に支える家族が不在の世帯を除外する。この結果、50,571世帯（うち二人以上

世帯46,860世帯、単身世帯3,711世帯）を本稿の分析対象とした（表3を参照）。

3.3 高齢独立世帯の貯蓄額の算出

次に、『全国消費実態調査』の平成21年調査の個票に対し、所要の調整を加えることにより、高齢者の毎月の貯蓄額を算出する。

統計データから家計の貯蓄を算出する方法は、先行研究によって大きく2つの方法に分かれる。1つはHorioka (2010) のように世帯の収入・支出差額を算出する方法であり、もう1つはホリオカ他 (1996) のように2時点の資産残高の差をとることによって算出する方法である。『全国消費実態調査』は資産残高を1時点でのみ調査するため、資産の差額として貯蓄を計算することが不可

*11) 年間収入の項目は、勤め先からの年間収入、農林漁業収入、農林漁業以外の事業収入、内職などの年間収入、家賃・地代の年間収入、公的年金・恩給、企業年金・個人年金受取金、利子・配当金、親族などからの仕送り金、その他の年間収入、現物消費の年間見積り額がある。ここでは、現物消費の年間見積り額以外の全ての項目が空欄である世帯を年間収入不詳世帯としている。

能である。そこで、本稿では世帯の1か月当たりの収入・支出差額を貯蓄とする。具体的には、まず収入から税・社会保険料などの非消費支出を控除して可処分所得とし、そこからさらに消費支出を差し引いて貯蓄額とする*12。

なお、収入については、『全国消費実態調査』では「家計簿」から得られる情報と「年収・貯蓄等調査票」から得られる情報があることから、どちらの情報を用いるのか決める必要がある。また、非消費支出及び消費支出についても、それぞれ先行研究を踏まえた所要の調整を行う必要がある。

3.3.1 収入の把握

収入については、Horioka (2010) では、「家計簿」に基づく情報を用いている。しかし、本稿では、以下の2点を踏まえ、貯蓄額の算出にあたっては、「年収・貯蓄等調査票」に記載されている年間収入を12か月で割って月平均の収入に直したものをを用いることとする。

まず、Stephens and Unayama (2011) が算出した『家計調査』の「家計簿」上の公的年金の受給率は、実際の公的年金の受給権者の人口比に比べ過少となっている。つまり、公的年金収入の「家計簿」への記入漏れが相当数発生していると考えられる。一方、「年収・貯蓄等調査票」は収入項目ごとに金額を書く欄が定められていることから、記入漏れが「家計簿」に比べ少なくなるものと考えられる*13。

2点目として、『全国消費実態調査』の「家計簿」において、二人以上世帯の調査期間は9～11月の3か月間となっているが、年金受給世帯は公的年金を偶数月に2か月分受け取り「家計簿」に記入

することとなる。公的年金が高齢者の主な収入源であることを踏まえると、「家計簿」に基づく情報を用いた場合、3か月間の調査期間に対して2か月分の公的年金給付しか反映されず、1か月当たりの収入が明らかに過少となる。

実際にデータセットのうち世帯主が65歳以上の世帯を対象に、「年収・貯蓄等調査票」と「家計簿」のそれぞれについて、公的年金の受給記録がある世帯とない世帯の割合を確認する。その際、自営業を中心とした「勤労者以外の世帯」（ただし、無職世帯を除く）は「家計簿」において収入を調査していないため、集計から除外する*14。その結果、公的年金の受給がある世帯は「年収・貯蓄等調査票」が94.27%、「家計簿」が90.09%と、「家計簿」への公的年金受給の記入割合が明らかに少なくなっている（表4を参照）。一方、比較対象として平成22年『公的年金加入状況等調査』をみると、65歳以上の公的年金受給者は全体の96.97%であり、「年収・貯蓄等調査票」のほうがより実態に近い数値であると考えられる。また、公的年金のある世帯に限定した上で公的年金の月平均受給額をみると、「年収・貯蓄等調査票」が20.86万円、「家計簿」が15.54万円と、受給額で見ても「家計簿」のほうが少なく、先述の調査期間と公的年金受給

表4：収入の把握

	年収調査票	家計簿
公的年金のある世帯数 (割合)	12,181 (94.27%)	11,641 (90.09%)
公的年金のない世帯数 (割合)	741 (5.73%)	1,281 (9.91%)
公的年金のある世帯の 月平均公的年金額 (万円)	20.86	15.54

(注)平成21年「全国消費実態調査」の個票データより作成

* 12) 収入と支出の分類については『平成21年全国消費実態調査報告』を参照。なお、本稿における収入には、預貯金引出、有価証券売却などの資産の減少、あるいは借入金、月賦など負債の増加となる収入を集めた「実収入以外の受取」は含まない。また、本稿における支出には、預貯金、借金返済など資産の増加あるいは負債の減少となる支出を集めた「実支出以外の支払」は含まない。さらに、Hayashi et al. (1988) に倣い、仕送り金は収入と支出の双方から除く。

* 13) 宇南山 (2009) では、『家計消費状況調査』と『家計調査』との比較を通して、あらかじめ決められた項目を埋めていく形で記入するプリコード方式に比べ、自由記入形式である「家計簿」のほうが記入漏れしやすいことを指摘している。

* 14) 世帯主が65歳以上の世帯15,731世帯のうち、無職世帯を除く「勤労者以外の世帯」2,809世帯を除いた。

のタイミングの問題を反映していることがわかる。

以上を踏まえ、収入については「年収・貯蓄等調査票」の情報を用いることとする。

3.3.2 非消費支出の調整

非消費支出については、『全国消費実態調査』の各税・社会保険料負担の水準が『国民生活基礎調査』の各税・社会保険料負担の水準よりも概ね一律に低く、過少になっていることが大野他(2013b)で指摘されている。これは、『全国消費実態調査』では、支払った税・社会保険料を「家計簿」に自由記入するのに対し、『国民生活基礎調査』では、税・社会保険料の項目ごとに年間の支払額を記入する欄が定められていることによると考えられる。

そこで、非消費支出については、勤労・非勤労の別^{*15}、及び制度上社会保険料負担が変化する年齢を区切りとした世帯主の年齢階層ごとに、本稿のデータセットにおける世帯の税・社会保険料の

1か月当たり平均値を、平成22年^{*16}『国民生活基礎調査』の1か月当たり平均値に合わせる調整を行う^{*17}(表5を参照)。ただし、『全国消費実態調査』では自営業が中心となる「勤労者以外の世帯」(無職世帯を除く)については非消費支出を調査していないため、データセットから除外し、「勤労者世帯」及び「無職世帯」を対象とする^{*18}。

3.3.3 消費支出の調整

消費支出について、宇南山(2009)では、『家計調査』は自由記入の「家計簿」方式を採用しているため、プリコード方式の『家計消費状況調査』よりも世帯の平均消費支出が過少になることを指摘している。『全国消費実態調査』においても、消費支出の記入には『家計調査』と同様に「家計簿」方式を採用しているため、『家計消費状況調査』よりも世帯の平均消費支出が過少になるものと考えられる。

そこで、世帯主の年齢階層ごとに、本稿のデータセットにおける世帯の消費支出の1か月当たり

表5：税・社会保険料の調整

(単位：円)

		25～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
勤労	全国消費実態調査	78,435	57,296	45,989	33,626	38,741
	国民生活基礎調査	105,552	89,022	59,623	67,070	96,572
	倍率(国民/全消)	1.35	1.55	1.30	1.99	2.49
非勤労	全国消費実態調査	18,901	20,950	25,578	22,205	19,746
	国民生活基礎調査	18,730	21,084	28,494	24,350	27,278
	倍率(国民/全消)	0.99	1.01	1.11	1.10	1.38

(注)平成21年『全国消費実態調査』の個票データ、及び平成22年『国民生活基礎調査』の個票データより作成

- * 15) 勤め先からの収入がある世帯員がいる場合には勤労、いない場合には非勤労に区分。
- * 16) 『国民生活基礎調査』では前年の所得に対する税・社会保険料の金額を記入するため、平成22年調査における税・社会保険料は平成21年の所得に対するものである。
- * 17) 勤め先からの収入に対する税・社会保険料は源泉徴収されるため、勤労・非勤労で世帯を分ける。また、年齢によって社会保障負担の制度は変化するため、国民年金保険料の納付の義務がなくなる60歳、公的年金の受給が始まる65歳、厚生年金保険料の納付が終わる70歳、後期高齢者医療制度に移行する75歳で年齢を区分する。
- * 18) 『全国消費実態調査』のデータセットの50,571世帯のうち、無職世帯を除く「勤労者以外の世帯」8,266世帯を除いた。また、『国民生活基礎調査』のサンプルについても、同様に個票を用いて、データセットの性質が『全国消費実態調査』と合うように加工した上で平均値を算出した。まず、世帯主について、『全国消費実態調査』では世帯の主たる収入を得ている者と定義され、『国民生活基礎調査』では世帯の中心となって物事をとりはかるとして世帯側から報告された者と定義されているため、『国民生活基礎調査』の世帯主を最多所得者に定義し直した。さらに、厚生労働省から提供を受けた26,115世帯から、最多所得者の年齢が不詳の2世帯、税・社会保険料の世帯合計が不詳の6,694世帯を除いた。最後に、最多所得者が稼働所得(雇用者所得、事業所得、農耕畜産所得、家内労働所得)を得ていない世帯(無職世帯)、または役員以外の雇用者である世帯(勤労世帯)を残すと14,046世帯となった。

平均値を、『家計消費状況調査』の1か月当たり平均値に一致させるように調整する（表6を参照）。

3.4 分析結果

以上の方法で高齢独立世帯*19の毎月の貯蓄額を算出した結果は表7の通りとなる。平均的には0.91万円の資産の取り崩しに対し、就業世帯で貯蓄（1.37万円）、非就業世帯で資産の取り崩し（1.44万円）が観察される。これは、Horioka（2010）などと同様、ライフ・サイクル仮説と整合的な結果と考えられる。ただし、非就業世帯による資産の取り崩しの水準は、Horioka（2010）で4.94万

円と推計されているのに対して大幅に少ない額となる。

また、高齢独立世帯を夫婦世帯と単身世帯に区分して貯蓄額を算出した。結果をみると、表7の通り、単身女性よりも単身男性のほうが、就業、非就業ともに貯蓄額が高くなっている。夫婦世帯の貯蓄額は、単身男性と単身女性の間位置することとなる。

4. おわりに

本稿では、平成21年『全国消費実態調査』の個票を用いて、先行研究を踏まえながら非消費支出及び消費支出の値に所要の調整を加え、世帯の1

表6：消費支出の調整

（単位：円）

	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
全国消費実態調査	209,420	243,023	260,794	284,996	317,254
家計消費状況調査	212,344	245,123	289,333	313,794	358,180
倍率（家消 / 全消）	1.01	1.01	1.11	1.10	1.13
	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳～	全体
全国消費実態調査	326,516	304,218	273,511	222,732	260,787
家計消費状況調査	366,696	339,916	325,162	264,251	297,173
倍率（家消 / 全消）	1.12	1.12	1.19	1.19	1.14

（注）平成21年『全国消費実態調査』の個票データ、及び『平成21年家計消費状況調査年報』より作成

表7：高齢独立世帯の平均貯蓄額

（単位：万円）

		平均貯蓄額	標準誤差	サンプル（世帯）		
高齢独立世帯 （夫婦世帯及び単身世帯）	全体	▲0.91	0.17	9,343		
	就業	1.37	0.44	2,081		
	非就業	▲1.44	0.18	7,262		
夫婦・単身の別	夫婦世帯	全体	▲0.47	0.23	7,469	
		就業	1.58	0.54	1,836	
		非就業	▲1.13	0.25	5,633	
	単身世帯	全体	全体	▲1.37	0.27	1,874
			就業	0.97	0.74	245
			非就業	▲1.74	0.29	1,629
		単身男性	全体	0.07	0.69	348
			就業	3.23	1.52	60
			非就業	▲0.54	0.77	288
		単身女性	全体	▲1.92	0.29	1,526
			就業	▲0.12	0.83	185
			非就業	▲2.18	0.31	1,341

（注）平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

* 19) 高齢独立世帯10,939世帯のうち、無職世帯を除く「勤労者以外の世帯」1,596世帯を除いた。

か月当たり収入・支出差額を算出することで、高齢者の毎月の貯蓄額を推計した。本稿の主な分析結果は、(1) 高齢独立世帯は、就業している場合は平均的に貯蓄をし、非就業の場合は資産を取り崩すこと、(2) 非就業の場合の資産取り崩し額は月1.44万円と、Horioka (2010) で示されている月4.94万円より明らかに小さいこと、(3) 単身男性は就業、非就業ともに単身女性よりも貯蓄額が高く、夫婦世帯の貯蓄額は単身男性と単身女性の間位置すること、である。

なお、『全国消費実態調査』では自営業等の「勤労者以外の世帯」(無職世帯を除く)について、非消費支出のデータが調査されていないため、本稿では分析対象から除外しており、自営業等の貯蓄の実態については今後の課題となる。また、「勤労者世帯」と「無職世帯」の非消費支出についても、本稿では税・社会保険料の平均値を『国民生活基礎調査』に合わせる形で調整している。これらの点については、田中・四方・駒村(2013)で行われているように、収入や世帯属性から理論的に税・社会保険料の金額を推計し、可処分所得を計算する方法を用いれば、「勤労者以外の世帯」(無職世帯を除く)の貯蓄額を算出でき、「勤労者世帯」と「無職世帯」についても、税・社会保険料の調整方法の妥当性を検討することができる。

本稿では、非就業の高齢独立世帯の資産取り崩し額について、先行研究と大きく異なる結果を示した。今後の課題は残されるものの、高齢者の貯蓄行動は社会保障政策のあり方と密接に結びついていることを踏まえれば、本稿で示した分析結果は今後の政策議論に貢献するものであろう。

なお、本稿の内容は、日本財政学会第71回大会報告論文に基づくものであるが、詳細は近刊の中澤・菊田・米田(2015)を参照していただきたい。また、本稿の内容や意見はすべて筆者の個人的見解であり、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではない。

参考文献

- Hayashi, Fumio, Albert Ando and Richard Ferris (1988), "Life cycle and bequest savings A study of Japanese and US households based on data from the 1984 NSFIE and the 1983 survey of consumer finances" *Journal of the Japanese and International Economies* 2.4, pp.450-491.
- Horioka, Charles Yuji (2010), "The (dis) saving behavior of the aged in Japan" *Japan and the World Economy* 22.3, pp.151-158.
- Stephens Jr., Melvin and Takashi Unayama (2011), "The Consumption Response to Seasonal Income: Evidence from Japanese Public Pension Benefits" *American Economic Journal: Applied Economics* 3.4, pp.86-118.
- 宇南山卓(2009),「SNAと家計調査における貯蓄率の乖離—日本の貯蓄率低下の要因—」, RIETI Discussion Paper Series 10-J-003, 独立行政法人経済産業研究所.
- 大竹文雄(1991),「遺産動機と高齢者の貯蓄・労働供給」『経済研究』第42巻第1号, 岩波書店, pp.21-30.
- 大野太郎・中澤正彦・松田和也・菊田和晃・増田知子(2014),「家計の税・保険料負担:『全国消費実態調査』を用いた計測」『フィナンシャル・レビュー』通巻第118号, 財務省財務総合政策研究所, pp.77-94.
- 大野太郎・中澤正彦・三好向洋・松尾浩平・松田和也・片岡拓也・高見澤有一・蜂須賀圭史・増田知子(2013a),「家計の所得・消費・貯蓄:『全国消費実態調査』『家計調査』『国民生活基礎調査』の比較」, KIER Discussion Paper Series No.1307, 京都大学経済研究所.
- 大野太郎・中澤正彦・三好向洋・松尾浩平・松田和也・片岡拓也・高見澤有一・蜂須賀圭史・増田知子(2013b),「家計の税・保険料負担:『全国消費実態調査』『家計調査』『国民生活基礎調査』の比較」, KIER Discussion Paper Series No.1309, 京都大学経済研究所.
- 田中聡一郎・四方理人・駒村康平(2013),「高齢者の税・社会保障負担の分析—『全国消費実態調査』の個票データを用いて—」『フィナンシャル・レビュー』通巻第115号, 財務省財務総合政策研究所, pp.117-133.
- 中澤正彦・菊田和晃・米田泰隆(2015),「高齢者の貯蓄の実態—『全国消費実態調査』の個票による分析—」, KIER Discussion Paper Series (近刊), 京都大学経済研究所.
- ホリオカ、チャールズ・ユウジ(1996),「貯蓄と遺産・相続の経済学」, 高山憲之・チャールズ・ユウジ・ホリオカ・太田清編『高齢化社会の貯蓄と遺産・相続』, 日本評論社, pp.2-8.
- ホリオカ、チャールズ・ユウジ・春日教測・山崎勝代・渡部和孝(1996),「高齢者の貯蓄行動『日本の高齢者は貯蓄を取り崩しているか?—マイクロ・データによる分析を踏まえて』」, 高山憲之・チャールズ・ユウジ・ホリオカ・太田清編『高齢化社会の貯蓄と遺産・相続』, 日本評論社, pp.55-111.
- 八代尚宏・前田芳昭(1994),「日本における貯蓄のライフ・サイクル仮説の妥当性」『日本経済研究』No.27, 日本経済研究センター, pp.57-76.